## 利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

事業所又は施設名	これさぽヘルパーステーション宮野中央
サービス種類	訪問介護 介護予防・日常生活支援総合事業/共生型居宅介護 共生型重度訪問介護

## 措置の概要

- 1 利用者(入所者)又はその家族からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先), 担当者
- ・相談及び苦情に関する常設の窓口を設置し、相談担当者を設けている。

【常設窓口】電話0197-24-1474 FAX0197-47-3460

【受付時間】8:30~17:30(月~金、12月31日~1月3日を除く)

## 【受付担当】佐々木毅

【苦情解決責任者】千葉明

- ・利用者にはこの内容の印刷物を配布し、周知する予定にしている。
- ・担当者が不在の場合でも、電話などにより常時連絡が可能体制とする。
- 2 円滑かつ迅速に苦情を解決するための処理体制・手順
  - (1)相談及び苦情の対応

相談又は苦情電話があった場合は、原則として管理者が対応する。

管理者が対応できない場合は、他職員が対応し、その旨を管理者に速やかに報告する。

(2) 確認事項

相談対応者は以下の事項について確認を行う。

- ① 相談又は苦情のあった利用者の氏名 ② 提供したサービスの種類、年月日及び時間
- ③ サービス提供した職員の氏名(利用者が分かる場合)
- ④ 具体的な苦情・相談内容

- ⑤ その他参考となる事項
- (3) 相談及び苦情処理回答期限の説明

相談及び苦情の相手に対し、対応した職員の氏名を名乗ると共に、相談・苦情内容に対する回答期限を説明する。

(4)相談及び苦情処理

概ね以下の手順により、相談・苦情について処理する。

- ① 相談・苦情処理のための委員会を開催し、以下の内容を議論する。
- ・サービスを提供した者からの概況説明
- ・問題点の洗い出し、整理及び今後の改善についての検討
- ② 市や国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行ったことを報告する。
- ③ 職員に周知することで、再発の防止を図る。
- · 栗原市役所 市民生活部介護福祉課 宮城県栗原市築館薬師1丁目7番1号本庁舎 電話0228-22-1350
- ·大崎市役所 民生部高齢介護課 介護保険担当 宮城県大崎市古川七日町1-1 市役所本庁舎1階 電話0229-23-6125
- ·登米市南方庁舎福祉事務所長寿介護課 宮城県登米市南方町新高石浦130番地 電話0220-58-5551
- · 宮城県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情相談係 宮城県仙台市青葉区上杉1丁目2-3自治会館内 電話022-222-7070
- · 栗原市役所 市民生活部社会福祉課 障害福祉係 宮城県栗原市築館薬師1丁目7番1号本庁舎1階 電話: 0228-22-1340
- · 大崎市役所 民生部社会福祉課 障害福祉係 宮城県大崎市古川七日町1-1 市役所本庁舎1階 電話: 0229-23-2167
- ・登米市福祉事務所 生活福祉課障がい福祉係 宮城県登米市南方町新高石浦130番地 電話:0220-58-5552

3 その他参考事項

・事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口等の関係機関との協力により適切な対応方法を 利用者の立場にたって検討し対処する。